

七ヶ浜町児童生徒就学援助費支給要綱

平成17年2月10日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条に規定する教育の機会均等の趣旨、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、町が就学費用の一部を援助すること（以下「就学援助」という。）を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に在学する者
- (2) 本町の区域内に住所を有し、かつ、近隣市町の設置する小学校又は中学校に在学する者
- (3) 近隣市町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に在学する者
- (4) 本町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に入学予定の者

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を有する者（親権を有する者のないときは、後見人。）又は小学校若しくは中学校に保護者としての登録をしている者をいう。

(就学援助対象費用)

第3条 就学援助の対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学用品費（小学校又は中学校に在学中に購入する学用品に係る費用及び小学校又は中学校に入学する際に購入する学用品に係る費用をいう。）
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費
- (4) 学校給食費
- (5) 医療費
- (6) 卒業アルバム代等費

2 前条第1項第1号に掲げる児童生徒の保護者に対する就学援助は、前項第1号から第6号までに規定する費用について、前条第1項第2号に掲げる児童生徒の保護者に対する就学援助は、前項第1号、第2号及び第3号に規定する費用について、前条第1項第3号に掲げる児童生徒の保護者に対する就学援助は、前項第4号及び第5号に規定する費用について前条第1項第4号に掲げる児童生徒の保護者に対する就学援助は、前項第1号に規定する費用についてそれぞれ行うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている保護者にあつては、前項第2号に規定する費用に限り就学援助を行うものとする。

(就学援助対象者)

第4条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号に該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 当該年度又は当該年度の前年度において、生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった者
- (3) 当該年度において町民税非課税世帯である者
- (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に援助が必要であると認められる者

(就学援助の申請)

第5条 教育委員会は、就学援助を受けようとする保護者に、毎年度、別に定める申請書に民生児童委員の意見書、申請理由を証明する家庭調書及び収入のわかる書類等必要な書類を添えて提出させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する者による申請にあつては民生児童委員の意見書、申請理由を証明する家庭調書及び収入のわかる書類の添付は不要とし、同条第4号に規定する者による申請にあつては収入のわかる書類の添付は不要とする。
- 3 学校長又は民生児童委員は、就学援助の申請をした保護者に対し、申請事実について調査を行うことができるものとする。又、保護者はこれに協力しなければならない。

(就学援助可否の認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があつたときは、第4条に規定する就学援助対象者であるか否かを審査して就学援助の可否の認定を行い、その結果を学校長、保護者及び民生児童委員に通知する。

(辞退の届出)

第7条 教育委員会は、就学援助を受けている者が就学援助を必要としなくなったときは、別に定める辞退届を提出させるものとする。

(支給の額)

第8条 就学援助の支給額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

(支給の方法)

第9条 就学援助は、第6条の規定により就学援助を受けると認定された保護者へ教育委員会が直接支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校校納金の未納がある保護者に対する就学援助は委任を受けた学校長を通じて支給する。ただし、第3条第1項第4号に規定する学校給食費に係る就学援助は、学校給食センターからの請求により学校給食費に充てるものとする。
- 3 第3条第1項第5号に規定する医療費に係る就学援助の支給については、医師等からの請求により当該医師等へ直接支払うものとする。

(就学援助の停止及び認定の取消)

第10条 教育委員会は、保護者が偽りその他不正の申請をしたとき、第4条の就学援助対象者各号に該当しなくなったとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取消することができる。

(就学援助費の返還)

第11条 町長は、第2条第1項第4号に掲げる児童生徒の保護者として就学援助を受けたが、本町の設置する小学校又は中学校へ当該児童生徒が入学しなかった場合のほか、保護者が虚偽の申請その他不正行為により就学援助を受けた場合は保護者に対して、その全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委訓令第6号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月19日教委訓令第1号)

この要綱は、平成29年5月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月1日教委訓令第1号)

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日教委訓令第2号)

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日教委訓令第1号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。